

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年9月10日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務の名称

鳥取方式フレイル予防フェア開催業務

(2) 業務の内容

「鳥取方式フレイル予防フェア開催業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 委託期間

契約日から令和7年3月14日（金）まで

(4) 予算額

4,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）等を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続き等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」に登録されている者であること。

なお、本件公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年9月17日（火）正午までに、原則としてとっとり電子申請サービスにより4の（2）の場所に提出すること。この際、本件公募型プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（2）の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までのいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(6) 法人格を有していること。

3 評価方法

提案書の評価は、鳥取県フレイル予防対策専門委員会において、「鳥取方式フレイル予防フェア開催業務委託に係るプロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき行う。

4 手続き等

(1) 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課 健康づくり文化創造担当 錦見、伊丹

電話 0857-26-7202 / ファクシミリ 0857-26-8726

電子メール kenkouseisaku@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話0857-26-7431

(3) 実施要領及び仕様書等の交付

本件調達の公告日から同年10月11日（金）までの間にインターネットの鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/kenkou/>) から入手するとともに、希望者には、プロポーザル実施要領3のとおり直接交付する。

5 参加表明書等及び企画提案書の提出

(1) 参加表明

本プロポーザルに参加しようとする者は、あらかじめ電話連絡の上、令和6年10月1日（火）午後5時15分までに、プロポーザル実施要領4による参加表明書等を4（1）の場所に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出すること。

なお、持参による場合は、提出期限までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。

(2) 企画提案書の提出

上記（1）の参加表明書等を提出期限までに提出した者であって、本業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、令和6年10月11日（金）までの間にプロポーザル実施要領6（1）に記載する企画提案書等を作成の上、6部（正本1部、副本5部）及びCD-R等による電子データを4（1）の場所に持参又は郵送により提出すること（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない）。

なお、郵送による場合は、受付期間の最終日の午後5時15分までに必着のこととし、あわせて電話連絡すること。また、持参による場合は、受付期間の最終日までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

6 選考

審査は書類審査とする。なお、提案者に対しては、必要に応じて追加資料の提出等の対応を依頼する場合もある。

7 契約の締結

3により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行ない、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、6により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行なう。

8 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

9 その他

(1) 提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

(2) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

ア 選定された者の提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) 提案書の取扱い

ア 提出された書類は原則として返却しない。

イ 入札参加者が提出する書類は鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）第 2 条第 2 項に規定する公文書に該当し、開示請求の対象となることがある。

ウ 提出された書類は入札参加者に無断でこのプロポーザル以外の用途には使用しない。

(5) その他

詳細は、実施要領による。